



# 宮 崎 県 公 報

平成26年10月23日 (木曜日) 第 2636 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○決算の要領の公表…………… (財政課) 1	頁
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (介護老人福祉施設) の指定…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… ( “ ) 3	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療	

) の所在地の変更…………… (障害福祉課) 3	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …………… (自然環境課) 3	
○鳥獣保護区の更新 (16件) …………… ( “ ) 3	
○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (2件) …………… ( “ ) 7	
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (2件) … ( “ ) 7	
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公告 (4件) …………… 8	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 9	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………11	
○平成23年分及び平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正 (2件) ……………14	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………16	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………16	

## 告 示

### 宮崎県告示第 580号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 233条第 3 項の規定により、平成26年 9 月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第 6 項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
  - (1) 平成25年度宮崎県歳入歳出決算 認定
  - (2) 平成25年度宮崎県電気事業会計決算 認定
  - (3) 平成25年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
  - (4) 平成25年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
  - (5) 平成25年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領  
別冊のとおり
- 3 監査委員の意見  
別冊のとおり

### 宮崎県告示第 581号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させ

る機関を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ディ・エムエル	鹿児島県鹿児島市武 2 丁目29番 2 号	D・ML 高千穂調剤薬局	西臼杵郡高千穂町大字三田井 437 - 1	平成26年 10月 1 日
株式会社K・Tみき	えびの市向江 776番地 1	小規模デイサービスより処ゆるり	えびの市向江 776番地 1	平成26年 9月 22日
社会福祉法人まりあ	都城市志比田町9573番地の 1	訪問介護ステーションまりあ	都城市志比田町9573番地の 1	平成26年 9月 12日
株式会社アクス	福岡県北九州市戸畑区三六町14番 12号	ハロー薬局 大貫店	延岡市大貫町 2 丁目 9 67番地 1	平成26年 9月 1 日
社会福祉法	都城市太郎	さくらハウ	都城市南横	平成26年

人恵愛会	坊町 563-1	ス横市通所 介護事業所	市町3682	9月1日
社会福祉法人コスモス会	小林市真方 5038番地1	特別養護老人ホーム 陽光の里こもれび	小林市真方 5038番地1	平成26年 9月1日
有限会社爽涼	宮崎市出来島町 129-1	いわよし薬局	都城市千町 5268番地2	平成26年 9月1日
社会福祉法人人恵愛会	都城市太郎坊町 563-1	さくらハウス横市訪問 介護事業所	都城市南横市町3682	平成26年 9月1日
西日本総合福祉株式会社	都城市下川東四丁目32 20番地3	訪問看護ステーション 元気	都城市上東町3街区11 号	平成26年 9月1日
株式会社アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	ハロー薬局 牟田町店	都城市牟田町28街区5 号	平成26年 9月1日
医療法人友愛会	西諸県郡野尻町東麓11 76	医療法人友愛会野尻中央病院	小林市野尻町東麓1176	平成26年 8月27日
社会福祉法人光生会	都城市小松原町1141番 地	訪問看護ステーション 光	都城市若葉町50-14	平成26年 8月26日
株式会社アクシア	延岡市北一ヶ岡四丁目 7番7号	デイサービスげんき	延岡市旭ヶ丘5丁目1 番8	平成26年 8月22日
社会福祉法人まりあ	都城市志比田町9573番 地の1	ショートステイまりあ 2号館	都城市志比田町9573番 地の1	平成26年 8月11日
特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	日向市財光寺2939番地 8	マイハート・KOKO	日向市財光寺字大原29 93-3	平成26年 8月7日
株式会社ナラティブ	延岡市恒富町2丁目12 番地15	デイサービスナラティブ	延岡市大貫町5丁目20 82	平成26年 8月1日
有限会社鳳成苑	都城市鷹尾三丁目8街 区17号	有限会社鳳成苑	都城市鷹尾三丁目12街 区22号	平成25年 5月1日

宮崎県告示第 582号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社あおぞら	都城市下川東二丁目6 号6番地1	あおぞら居宅介護支援 事業所	都城市下川東二丁目6 号6番地1	平成26年 8月18日
はまゆう農業協同組合	日南市吾田東2-5- 15	J Aはまゆう串間指定 居宅介護支 援事業所	串間市東町 7番地7	平成26年 7月22日

宮崎県告示第 583号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム 陽光の里こもれび	小林市真方5038番地1	平成26年9月1日

宮崎県告示第 584号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地

株式会社 ひむかメ ディカル	宮崎市清水 2 丁目 2 番10号	ひまわり 薬局はま ご店	延岡市浜砂 1 丁目 5 - 3
----------------------	----------------------	--------------------	---------------------

## 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ひむか薬局はまご店	ひまわり薬局はまご店	平成26年 9月1日

## 宮崎県告示第 585号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ひむかメディカル	宮崎市清水 2 丁目 2 番 10号	ひむか24時間薬局	都城市南鷹尾町24街区 4 号	平成26年 9月20日
医療法人倫生会	都城市花繰町 3 街区14号	三州訪問看護ステーションもも	都城市花繰町 3 街区14号	平成26年 3月20日

## 宮崎県告示第 586号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人倫生会	都城市花繰町 3 街区14号	三州居宅介護支援事業所もも	都城市花繰町 3 街区14号	平成26年 2月28日

## 宮崎県告示第 587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
二葉薬局 細野	小林市	小林市大字細野宇沢牟田2042- 2	小林市細野 2042- 2	平成26年 9月11日

## 宮崎県告示第 588号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

県内一円

## (2) 期間

平成26年10月24日から平成27年10月23日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

## 4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

## 宮崎県告示第 589号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 604号で指定した国見ヶ丘鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

国見ヶ丘鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字押方字布平に所在する町道布平緒橋線と町道長崎竹浦線との交点を起点とし、同所から町道長崎竹浦線を東及び南西に進み県道土生高千穂線との交点に至り、同所から歩道（押方小学校通学路）を南に進み稜線との交点に至り、同稜線を西に進み頂上を通過して歩道（押方小学校通学路）との交点に至り、同所から同歩道を北西に進み県道土生高千穂線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道布平緒橋線との交点に至る。

り、同所から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

高千穂町や鳥獣保護員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 590号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 605号で指定した四季見原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

四季見原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平の三等三角点四季見原（1367メートル）を起点とし、同所から防火帯を南西に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を南に進み防火帯との交点に至り、同所から同防火帯を南西に約 300メートル進み、小谷に至り、同所から同小谷を北西に進み本谷に至り、同所から稜線を北東に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を北に進み歩道（竜ヶ岩方面への歩道）との交点に至り、同所から同林道を北西及び北東に進み歩道（竜ヶ岩方面への歩道）との交点に至り、同所から同歩道を北に進み本谷（沢）に至り、同所から同歩道をさらに西に進み、小谷との交点に至り、同所から同小谷を北東に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み宮崎県林業公社分収林と高千穂町有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み高千穂町有林と国有林との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

高千穂町や鳥獣保護員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 591号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 591号で指定した城山西階鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

城山西階地区鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

延岡市本小路と北小路を結ぶ亀井橋の中間点を起点とし、亀井通線を南に進み、大瀬川に架設してある大瀬橋の中間点に至り、同所から大瀬川上流に進み、大瀬大橋を経て大瀬川と五ヶ瀬川との分流点に至り、同所より天下橋、小峰潜水橋、松山橋を経て五ヶ瀬川を下流に進み、起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 592号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成22年宮崎県告示第 752号で指定した牧山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

牧山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

門川町大字庵川の新開橋を起点とし、県道遠見半島線を北東に進み、延岡市と門川町の境界に至り、同所より境界を東に進み、麦バエの突端に至り、同所から洋上の松ばえの東端から枇榔島の東端を結ぶ線を南下し、途中より洋上を中バエの東沖方向に進み、同所から枇榔島と乙島を結ぶ洋上線に南下し、同所から乙島南端に至り、同所から門川町文化会館に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国設枇榔島鳥獣保護区と一体的に希少な鳥類の集団繁殖地として永続できるよう門川町や研究者等との連絡調整を図りながら、定期的な巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 593号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 607号で指定したスタノ尾鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

スタノ尾鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

美郷町西郷山三ヶ字鼓原の作業路三本松線と作業路黒沢線との交点を起点とし、同所より作業路黒沢線を南南東に進み、作業路鼓原線との交点と作業路中尾2号線との交点を通過し中尾5号線との交点に至り、同作業路を東に進み作業路中尾山線との交点に至り、同所より同作業路を南東に進み作業路水羽子谷2号線との交点に至り、同所より山三ヶと小原の境の稜線を大久保山の山頂（763.9m）へ向けて約 850m南下し57林班と58林班と65林班の交点（839.8m）に至り、同所より57林班と58林班の林班境の稜線を南東に進み作業路小豆野線との交点に至り、同作業路を東北東に進み普通林道笹陰線との交点に至り、同林道を東に進み広域基幹林道小原山神線との交点（4差路）に至り、同林道を東に進み作業路すだの尾1号線との交点に至り、同作業路を東北東に進み日陰山の稜線との交点に至り、同稜線を南南西に進み美郷町南郷との境と稜線の交点に至り、同所より美郷町西郷境を西北西に進み小豆野山（三角点）を通過し広域基幹林道小原山神線との交

点に至り、同林道を西に進み美郷町西郷境との交点に至り、同所より美郷町西郷境を西に進み再び広域基幹林道小原山神線との交点に至り、同林道を西に進み作業路三本松線との交点に至り、同所から同作業路を北に進み起点に結ぶ線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

#### 宮崎県告示第 594号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 594号で指定した尾鈴山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

尾鈴山鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

児湯郡木城町所在の西都児湯森林管理署尾鈴国有林 201林班から 213林班まで、216林班及び 217林班の区域、同郡都農町所在の西都児湯森林管理署川北尾鈴国有林1027林班から1037林班までの区域、東臼杵郡日向市東郷町所管の宮崎北部森林管理署倉谷国有林66林班、葛籠内国有林67林班、68林班、69林班、大内国有林70林班から72林班まで及び75林班の区域並びに以上の区域に囲まれて所在する尾鈴神社所有地の全域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と情報交換を行うなど連携を図り、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼさないよう留意する。

#### 宮崎県告示第 595号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 595号で指定した一ツ瀬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

一ツ瀬鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

西都市大字東米良、岩下に架設している一ツ瀬ダムと国道 219号線との交点を起点とし、同国道を西に進み、中尾トンネル入口と旧国道 219号線の交点に至り、同所より旧国道を北西に進み、国道 219号線との交点に至り、同所より同国道を北西に進み、米良大橋南詰と林道下相見線との交点に至り、同所より同林道を北東に進み、村道下相見線との交点に至り、同所より同村道を南西に進み、国道 219号線との交点に至り、同所より同国道を南西に進み、林道仁之渡線との交点に至り、同所より同林道を南東に進み、村道仁之渡線との交点に至り、同所より同村道を北西に進み、山の戸トンネル出口に至り、同所より国道 219号線を南西に進み、西米良村大字越之尾に架設されている米良稲荷橋北詰と村道野地線との交点に至り、同所より同村道を西に進み、横野大橋北詰に至り、同所より横野大橋を渡り、国道 219号線を東に進み、

米良稲荷橋南詰と村道児原線との交点に至り、同所より同村道を北東に進み、村道磯石線との交点に至り、同所より同村道を北東に進み、米良湖右岸との交点に至り、同所より米良湖右岸を北東に進み、西米良村境をこえ、国有林林道一ツ瀬線との交点に至り、同所より同林道を東に進み、ダム架設点から起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

ガンカモ調査等により、当該区域における生息状況の把握に努める。また、地元自治体と連携を図り、生息環境の保全を図る。

#### 宮崎県告示第 596号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 606号で指定した高岡小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

高岡小学校鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市立高岡小学校に隣接する高岡護国神社の鳥居を起点とし、同所より同神社山林の際を東に45m進み、同所より同神社山林の際を北に 150m進み国道10号線との境界に至り、同所より同国道との境界を西に80m進み同神社山林の際に至り、同所より同神社山林の際を南に 130m進み高岡小学校校舎裏に至り、同所より東に45m進み起点に至る線に囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該区域は、高岡護国神社有地であり、小学校及び住宅地と隣接していることから、引き続き関係機関等と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

#### 宮崎県告示第 597号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 596号で指定した四家中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

四家中学校鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

都城市高城町四家に所在する惣谷橋を起点とし、同所から旧四家中学校（廃校）に通ずる市道様々野大開線を北東に進み、最初の交差点を西に進み市道大開中原線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道後屋敷井之城線との交点に至り、同所から同市道を北に進み旧四家中学校北側を流れる谷川との交点に至り、同所から谷川を東に進み、穴水川との交点に至り、同所から穴水川を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
当該地域周辺は、旧四家中学校（廃校）を中心とした集落周辺の里山であり、環境教育の場として活用を図る。

宮崎県告示第 598号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 597号で指定した大八重鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。  
平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
大八重鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
三股町大字長田字大八重に所在する県道都城北郷線の小宇津良橋を起点とし、同所から小宇津良谷を北に進み影谷橋を経てシオリ作業路との交点に至り、同所から尾根を北に進み小宇津良谷に至り、同所から旧田野町との町境に至る稜線を北東に進み町境との交点に至り、同所から同町境を進み旧北郷町との町境（鰐塚山1192メートル）に至り、同所より日南市と三股町との境を南に進み三角点（908メートル）を経てケヤキ谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み小宇津良谷との交点に至り、同所から北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
自然公園法に基づく維持管理を行うほか、登山者等への鳥獣保護の普及啓発を図る。また、野生鳥獣等に対し著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

宮崎県告示第 599号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 598号で指定した花立鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。  
平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
花立鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
日南市北郷町郷之原字上郷之原えん堤右岸部を起点とし、同所から市道谷之城上郷線を西に150m進み、県道日南高岡線との交点に至り、同所から同県道に沿って西に進み、同所から広渡川左岸に渡り、鍋山谷に沿って北東に進み、日南市有林の南端に至り、同所から同市有林の西側の境界線に沿って北に進み、通称花立山三角点（489m）に至り、同所から右折して国有林との境界線を下り、清水川を経て県道猪八重線との交点に至り、同所から尾根に沿って南に進み、市道花立高原線との交点に至り、同市道を南に下り市道花立1号線との分岐点から起点を結ぶ線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 600号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 599号で指定した鶴戸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。  
平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
鶴戸鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
日南市大字宮浦に所在する市道鶴戸線と市道鶴戸参宮線との交点を起点とし、同所から真南の汀線に至り、同所を東に汀線に沿って進み、鶴戸崎を経て国道220号線新鶴戸トンネル北口から270m北の汀線に至り、同所から国道を隔てて真西の作業道に至り、同所から市道鍋谷吹毛井線を道なりに進み、市道鍋谷吹毛井線と県道鶴戸神宮線の接点（県道鶴戸神宮線の鶴戸隧道南口から同県道を南に50メートル進んだ地点）に至り、同所から同県道を南に進み、市道鶴戸線を経て起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 601号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 600号で指定した狼が鼻鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。  
平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
狼が鼻鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
日南市南郷町中村の虚空蔵山入口を起点とし、海中を南西に一直線に進み、国道220号と県道目井津港線の交差点に至り、同県道を南西に進み、市道西町線との接点に至り、同市道を西に進み市道梅ノ木線を経て国道220号に合流し、同国道をJR南郷駅に向けて進み、同駅前国道448号との交差点を南東に進み、市道栄松1号線から栄松港を経て汀線に沿って観音崎に至る線以東の地域並びにその沿岸の小島全部の区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 602号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 601号で指定した築島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。  
平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
築島鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

串間市大字市木に所在する築島、幸島、鳥島の三離島（各島とも大潮時における周囲 300mの海上を含む）、市木川以南の国有保安林（小ヶ崎国有林2082はの一部とは1、堀田国有林に、ほ、へ）及び石波地区から南に通じている国道 448号と海岸の間にはさまれた民有地の区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員、また幸島サルの研究機関等と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

## 宮崎県告示第 603号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 602号で指定した本城鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

本城鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

串間市吾社本城神社前国道 448号を起点とし、同国道沿いを北西に進み、市道代田・上代田線との交点に至り、同所から市道代田・上代田線を北東に進み、代田越に達し、同所から農道を東に進み、字宮の谷に至り、宮の谷から宮の谷川に沿って南に進み、国道 448号に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

## 宮崎県告示第 604号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成16年宮崎県告示第 603号で指定した西方鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 鳥獣保護区の名称

西方鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

串間市大字西方に所在する県道一氏西方線と市道上町鍛冶屋線の交差点を起点とし、市道上町鍛冶屋線を南に進み市道松清上小路線との交差点に至り、同所から市道松清上小路線を松尾集落に沿って進み市道仲町西小路線との交差点に至り、同所から市道仲町西小路線を西に進み県道今別府串間線との交点に至り、同所から県道今別府串間線を西に進み市道七ツ橋大平線（通称：広域農道黒潮ロード）との交差点に至り、同所から市道七ツ橋大平線を北に進み市道徳間穂佐ヶ原線との交点に至り、市道徳間穂佐ヶ原線を東に進み県道一氏西方線との交点に至り、同所から県道一氏西方線を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

## 宮崎県告示第 605号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、尾鈴山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 特別保護地区の名称

尾鈴山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

児湯郡木城町所在の西都児湯森林管理署尾鈴国有林 201林班ち小班、211林班へ小班、212林班ぬ小班及びイ小班、216林班り小班、ち小班及びち1小班的区域並びに同郡農町所在の西都児湯森林管理署川北尾鈴国有林1031林班と小班及び1032林班り小班的区域並びに以上の区域に囲まれて所在する尾鈴神社所有地の全域

### 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と情報交換を行うなどの連携を図り、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第 606号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、築島鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 特別保護地区の名称

築島鳥獣保護区特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

串間市大字市木に所在する幸島全域

### 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

地元自治体や幸島サルの研究機関等との協力により、鳥獣の生息環境の保全を図る。

## 宮崎県告示第 607号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 名称

沖水特定猟具使用禁止区域（銃）

### 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

都城市都島町に所在する県道都島霧島公園線と市道西之前通線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み市道鷹尾 392号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道西基地東通線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道志比田41号との

交点に至り、同所から同市道を北に進み市道志比田58号との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道御池都城線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道財部庄内安久線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道大王通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道金田通線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道西之前通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道宮丸 542号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道松元 562号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西新町14号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道西町松元 559号との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道都城霧島公園線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

宮崎県告示第 608号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成26年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称  
観音瀬特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
都城市高城町大字有水に所在する市道オガラキ・宇野線と田辺国有林作業道との交点を起点とし、同所より西へ進み観音瀬に至り、同所から旧高城町と旧高崎町の境を北に進み田辺川との交点に至り、同所から田辺川を東に進み市道田辺孫次郎線との交点に至り、同所から市道田辺孫次郎線を東に進み宇野橋に至り、同所から国有林と民有林の境を西に進み農地に至り、同所から農地と山林の境を南東に進み三角点に至り、同所から高压送電線を南西に進み市道オガラキ・宇野線との交点に至り、同所より市道オガラキ・宇野線を西に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年10月23日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 落札に係る調達件名  
県立宮崎病院本館等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 9 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
第一ビル管理株式会社 宮崎市吉村町大町甲1990番地
- 5 落札金額  
148,800,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成26年 7 月24日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年10月23日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 落札に係る調達件名  
県立宮崎病院精神医療センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 9 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中央ビルファシリティーズ 宮崎市錦町 5 番42号
- 5 落札金額  
17,808,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 7 月24日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年10月23日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 落札に係る調達件名  
県立延岡病院本館等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 9 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
第一ビル工事株式会社 宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地 1
- 5 落札金額  
79,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 7 月24日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年10月23日

県立日南病院長 鬼 塚 敏 男

- 1 落札に係る調達件名  
県立日南病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 9 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地 1
- 5 落札金額  
62,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成26年7月24日

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7

## 1 設立届

○政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党宮崎県第3区総支部	田 口 雄 二	児 玉 優 一	宮崎市太田2-3-24	○	平成26年6月12日
自由民主党宮崎県全管協ちんたい支部	久保田 和 人	宮 本 圭	宮崎市大字恒久5068番地1	○	平成26年6月17日
自由民主党宮崎県柔道整復師支部	奈 須 開 生	横 山 昌 裕	宮崎市神宮東3丁目9-37	○	平成26年7月28日
次世代の党宮崎県支部連合会	中 山 成 彬	澤 山 信 二	宮崎市清水3-5-6 2F	○	平成26年8月1日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
次世代の党衆議院宮崎県第一支部	中 山 成 彬	澤 山 信 二	宮崎市清水3-5-6 2F	衆議院議員	○	平成26年8月1日

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩切たつや後援会	福 島 昭 一	飯 田 信 一	宮崎市清武町加納乙 302の7	平成26年7月15日
中本洋二後援会	中 本 洋 二	中 本 真紀子	東臼杵郡諸塚村大字家代2640-4	平成26年7月24日
黒木博行後援会	黒 木 康 朗	黒 木 かよ子	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5131-16ピュアタウンD棟	平成26年8月5日
田村よしひろ後援会	藤 縄 豊	田 村 祐 子	延岡市桜ヶ丘1丁目20番地14	平成26年8月26日
尾崎あきひろ後援会	尾 崎 明 洋	尾 崎 明 洋	宮崎市大島町笹原2002-6	平成26年9月4日
甲斐行雄後援会	稲 田 和 利	甲 斐 行 雄	延岡市川島町1928番地8	平成26年9月25日
伊豆康久後援会	小 田 治	橋 口 寛	宮崎市大字田吉5510	平成26年9月29日

## 2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党高千穂支部	主たる事務所の所在地	西臼杵郡高千穂町大字河内59	西臼杵郡高千穂町大字田原3196	平成26年6月5日
	代 表 者	佐 藤 定 信	富 高 健 一 郎	
	会 計 責 任 者	奈 須 克 喜	佐 藤 節 生	
自由民主党宮崎県宅建支部	代 表 者	太 崎 隆	前 村 幸 夫	平成26年7月4日

	会 計 責 任 者	山 本 芳 久	境 田 良 二	
自由民主党美郷町支部	会 計 責 任 者	園 田 義 彦	甲 斐 栄	平成26年 8 月19日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
ときとう伸一後援会	代 表 者	坂 本 幸 幸	濱 砂 明 博	平成26年 6 月 2 日
「太田龍」後援会	主たる事務所の所在地	延岡市東本小路 132番地 23	延岡市東本小路 2 - 1	平成26年 6 月13日
福添忠義後援会	代 表 者	本 部 敏 信	和 田 國 義	平成26年 6 月19日
田中重信後援会	主たる事務所の所在地	日南市上平野町 2 丁目 5 番25	日南市大字平野8149番地	平成26年 6 月24日
宮崎県隊友政治連盟新富町支部	会 計 責 任 者	戸 田 清	赤 木 桂 司	平成26年 6 月25日
宮崎県農民連盟	会 計 責 任 者	山 口 晃 司	森 敏 郎	平成26年 6 月27日
愛さんさん会	政 治 団 体 の 名 称	愛 さん さん 会	ディベート.com日本のせ んたく	平成26年 6 月27日
宮崎県不動産政治連盟	代 表 者	太 崎 隆	前 村 幸 夫	平成26年 7 月 4 日
	会 計 責 任 者	山 本 芳 久	境 田 良 二	
宮崎県医薬品登録販売者政治連盟	代 表 者	遠 矢 俊 徳	岩 元 龍 治	平成26年 7 月22日
	会 計 責 任 者	小 川 節 子	川 並 雄 一 郎	
延岡市医師連盟	代 表 者	吉 田 建 世	牧 野 剛 緒	平成26年 7 月23日
	会 計 責 任 者	宮 本 義 明	溝 口 直 樹	
押川よしひろ後援会	代 表 者	押 川 善 智	細 元 正 市	平成26年 7 月29日
神脇清照後援会	会 計 責 任 者	神 脇 秀 子	河 野 み ゆ き	平成26年 8 月 1 日
みつゆき潤一後援会	代 表 者	森 重 政 名	内 野 義 暢	平成26年 8 月12日
高橋透後援会	主たる事務所の所在地	日南市戸高 4 丁目 2 - 3	日南市星倉 4 丁目13 - 4	平成26年 8 月25日
平和・人権・環境を守る会	主たる事務所の所在地	日南市戸高 4 丁目 2 - 3	日南市星倉 4 丁目13 - 4	平成26年 8 月25日
甲斐けさふみ後援会	主たる事務所の所在地	西臼杵郡高千穂町大字三 田井1404 - 1 番地	西臼杵郡高千穂町大字三 田井1963番地	平成26年 8 月25日
安田厚生後援会	代 表 者	岩 佐 誠	金 丸 幸 市	平成26年 9 月17日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本維新の会宮崎県総支部	中 山 成 彬	串 間 明 夫	宮崎市清水 3 - 5 - 6 金丸ビル	平成26年 7 月31日
日本維新の会衆議院宮崎県第 1 選挙区支部	中 山 成 彬	串 間 明 夫	宮崎市清水 3 - 5 - 6 金丸ビル 2 F	平成26年 7 月31日
太陽の党宮崎県第一選挙区支部	久 島 時 夫	松 本 道 義	宮崎市清水 3 - 5 - 6 2 F	平成26年 7 月31日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
森脇またいち後援会	日 高 二 千 男	菊 池 義 治	宮崎市佐土原町下田島 19711番地 2	平成26年 6 月17日
宮崎県病院薬剤師連盟	永 倉 裕 己	岩 下 昭 彦	宮崎市丸島町 2 番 5 号	平成26年 6 月26日
渡辺倫章後援会	荒 武 正 一	古 沢 一 則	日南市北郷町北河内 465 - 2	平成26年 7 月23日
中神義久後援会	中 神 武 吉	堀之内 文 彦	小林市野尻町紙屋3991 - 8	平成26年 8 月 8 日
ひむか革新の会	濱 元 秀 俊	濱 元 貴 子	宮崎市旭 1 丁目 7 番12号エスポワール 宮崎県庁通り 502号	平成26年 9 月 2 日

森光昭後援会

奥 村 秀 夫 平 川 俊 一 郎

串間市大字大平5819-20

平成26年 9 月22日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年10月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

( 政 党 )

政治団体の名称 日本維新の会宮崎県総支部

報告年月日 平成26年 3 月24日

(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,000,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 10,000,000円

(2) 支出総額 10,000,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 10,000,000円

(ア) 日本維新の会本部 10,000,000円

合 計 10,000,000円

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費 7,584,764円

(ア) 人件費 5,300,000円

(ウ) 備品・消耗品費 1,234,602円

(エ) 事務所費 1,050,162円

イ 政治活動費 2,415,236円

(ア) 組織活動費 481,053円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 1,934,183円

b 宣伝事業費 1,934,183円

合 計 10,000,000円

報告年月日 平成26年 8 月18日

(平成26年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 5,492,001円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 5,492,001円

(2) 支出総額 5,000,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 5,492,000円

(ア) 日本維新の会本部 5,492,000円

カ その他の収入 1円

10万円未満の収入 1円

合 計 5,492,001円

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費 4,513,478円

(ア) 人件費 2,960,000円

(ウ) 備品・消耗品費 571,748円

(エ) 事務所費 981,730円

イ 政治活動費 486,522円

(ア) 組織活動費 173,930円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 312,592円

a 機関紙誌の発行事業費 312,592円

合 計 5,000,000円

政治団体の名称 日本維新の会衆議院宮崎県第一選挙区支部

報告年月日 平成26年 5 月27日

(平成25年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 20,312,417円

ア 前年繰越額 771,194円

イ 本年収入額 19,541,223円

(2) 支出総額 13,811,314円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附 7,541,223円

(ア) 寄附 7,541,223円

b 法人その他の団体からの寄附 7,541,223円

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 12,000,000円

(ア) 日本維新の会本部 12,000,000円

合 計 19,541,223円

[寄附の内訳]

イ 法人その他の政治団体からの寄附

旭興産(株) 120,000円 宮崎県宮崎市

(資) 油津電機 60,000円 宮崎県日南市

イシハラフーズ(株) 140,000円 宮崎県都市

井上酒造(株) 120,000円 宮崎県日南市

雲海酒造(株) 120,000円 宮崎県宮崎市

エビスプロイラーセンタ

ー(株) 120,000円 宮崎県小林市

(株) 緒方塗装 120,000円 宮崎県宮崎市

(株) オイコット 330,000円 東京都港区

おおくぼクリニック 240,000円 宮崎県都市

(株) カイノ 120,000円 宮崎県宮崎市

川口鉄工(株) 120,000円 宮崎県都市

(株) 九南 228,000円 宮崎県宮崎市

(株) 夾竹園 120,000円 宮崎県宮崎市

串間紙器工業(株) 120,000円 鹿児島県曾於市

(有) 国富葬儀社 240,000円 宮崎県国富町

黒潮建設(株) 840,000円 宮崎県日向市

(株) 坂下組 240,000円 宮崎県宮崎市

(有) サカモトグループ 120,000円 宮崎県宮崎市

櫻の郷酒造(株) 120,000円 宮崎県日南市

(株) セレモニー宮崎 120,000円 宮崎県宮崎市

(株) 財部組 120,000円 宮崎県都市

大星電機(株) 360,000円 埼玉県狭山市

(株) 戸高コーポレーシ

ョン 120,000円 宮崎県宮崎市

富岡建設(株) 120,000円 宮崎県日南市

常盤産業(株) 120,000円 宮崎県宮崎市

(株) 久光園 120,000円 宮崎県宮崎市

(有) フレッシュミート

日高	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) オイコット	150,000円	東京都港区
ホトクリカイ	1,000,000円	宮崎県高鍋町	(株) カイノ	70,000円	宮崎県宮崎市
(株) 丸幸住建	60,000円	宮崎県日南市	川口鉄工(株)	80,000円	宮崎県都城市
(株) マエムラ	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) 九南	133,000円	宮崎県宮崎市
宮崎住宅建設工業(株)	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) 夾竹園	70,000円	宮崎県宮崎市
(医) 慶明会宮崎中央眼科病院	240,000円	宮崎県宮崎市	串間紙器工業(株)	80,000円	鹿児島県曾於市
(株) 宮崎エレベーター			(有) 国富葬儀社	140,000円	宮崎県国富町
サービス	120,000円	宮崎県宮崎市	黒潮建設(株)	490,000円	宮崎県日向市
南九州マルキ(株)	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) 坂下組	120,000円	宮崎県宮崎市
山崎(株)	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) セレモニー宮崎	70,000円	宮崎県宮崎市
(株) 山崎紙源センター	120,000円	宮崎県宮崎市	(株) 財部組	70,000円	宮崎県都城市
吉原建設(株)	480,000円	宮崎県宮崎市	大星電機(株)	210,000円	埼玉県狭山市
若松木材(株)	120,000円	宮崎県都城市	中国化薬(株)	100,000円	広島県呉市
その他	83,223円		(株) 戸高コーポレーション		
小計	7,541,223円		ョン	70,000円	宮崎県宮崎市
(2) 支出の内訳			富岡建設(株)	120,000円	宮崎県日南市
ア 経常経費	11,562,011円		(株) 久光園	70,000円	宮崎県宮崎市
(ア) 人件費	7,453,374円		兵頭製作所	120,000円	宮崎県宮崎市
(イ) 光熱水費	247,342円		(有) フレッシュミート		
(ウ) 備品・消耗品費	1,151,130円		日高	70,000円	宮崎県宮崎市
(エ) 事務所費	2,710,165円		ホトクリカイ	1,000,000円	宮崎県高鍋町
イ 政治活動費	2,249,303円		(株) マエムラ	70,000円	宮崎県宮崎市
(ア) 組織活動費	535,993円		宮崎住宅建設工業(株)	70,000円	宮崎県宮崎市
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,713,310円		(医) 慶明会宮崎中央眼科病院	140,000円	宮崎県宮崎市
a 機関紙誌の発行事業費	1,304,625円		(株) 宮崎エレベーター		
b 宣伝事業費	408,685円		サービス	70,000円	宮崎県宮崎市
合計	13,811,314円		南九州マルキ(株)	70,000円	宮崎県宮崎市
報告年月日	平成26年 8 月25日		宮崎ヤクルト販売(株)	120,000円	宮崎県宮崎市
(平成26年分)			米良電機産業(株)	120,000円	宮崎県宮崎市
1 収入・支出の総額			山崎(株)	70,000円	宮崎県宮崎市
(1) 収入総額	17,179,224円		(株) 山崎紙源センター	70,000円	宮崎県宮崎市
ア 前年繰越額	6,501,103円		若松木材(株)	70,000円	宮崎県都城市
イ 本年収入額	10,678,121円		その他	125,000円	
(2) 支出総額	10,204,375円		小計	4,678,000円	
2 収入・支出の内訳			(2) 支出の内訳		
(1) 収入の内訳			ア 経常経費	4,107,942円	
イ 寄附	4,678,000円		(ア) 人件費	2,748,901円	
(ア) 寄附	4,678,000円		(イ) 光熱水費	129,857円	
b 法人その他の団体からの寄附	4,678,000円		(ウ) 備品・消耗品費	151,961円	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,000,000円		(エ) 事務所費	1,077,223円	
(ア) 日本維新の会本部	6,000,000円		イ 政治活動費	6,096,433円	
カ その他の収入	121円		(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	296,433円	
10万円未満の収入	121円		a 機関紙誌の発行事業費	296,433円	
合計	10,678,121円		(オ) 寄附・交付金	5,800,000円	
[寄附の内訳]			合計	10,204,375円	
イ 法人その他の政治団体からの寄附			政治団体の名称	太陽の党宮崎県第一選挙区支部	
旭興産(株)	80,000円	宮崎県宮崎市	報告年月日	平成26年 5 月27日	
イシハラフーズ(株)	160,000円	宮崎県都城市	(平成25年分)		
雲海酒造(株)	70,000円	宮崎県宮崎市	1 収入・支出の総額		
エビスプロイラーセンター(株)	70,000円	宮崎県小林市	(1) 収入総額	2,249,486円	
(株) 緒方塗装	70,000円	宮崎県宮崎市	ア 前年繰越額	2,249,486円	
			イ 本年収入額	0円	

(2) 支出総額	2,249,486円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	15,000円
(2) 支出の内訳		2 収入・支出の内訳	
ア 経常経費	49,752円	(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	2,199,734円	ア 経常経費	15,000円
(ホ) 寄附・交付金	2,199,734円	(イ) 事務所費	15,000円
合 計	2,249,486円	合 計	15,000円
報告年月日	平成26年 8月18日	政治団体の名称	宮崎県病院薬剤師連盟
(平成26年分)		報告年月日	平成26年 6月10日
1 収入・支出の総額		(平成25年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	853,726円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	312,196円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	541,530円
(その他の政治団体)		(2) 支出総額	501,507円
政治団体の名称	森脇またいち後援会	2 収入・支出の内訳	
報告年月日	平成26年 6月17日	(1) 収入の内訳	
(平成23年分)		ア 個人の負担する党費又は会費	384,000円
1 収入・支出の総額			128人
(1) 収入総額	240,000円	イ 寄附	157,500円
ア 前年繰越額	0円	(ア) 寄附	157,500円
イ 本年収入額	240,000円	c 政治団体からの寄附	157,500円
(2) 支出総額	224,144円	カ その他の収入	30円
2 収入・支出の内訳		10万円未満の収入	30円
(1) 収入の内訳		合 計	541,530円
イ 寄附	240,000円	[寄附の内訳]	
(ア) 寄附	240,000円	ウ 政治団体からの寄附	
a 個人からの寄附	240,000円	日本病院薬剤師連盟	82,500円 東京都渋谷区
合 計	240,000円	宮崎県薬剤師連盟	75,000円 宮崎県宮崎市
[寄附の内訳]		小 計	157,500円
ア 個人からの寄附		(2) 支出の内訳	
森脇又一	240,000円 宮崎県宮崎市	ア 経常経費	6,507円
小 計	240,000円	(ウ) 備品・消耗品費	6,507円
(2) 支出の内訳		イ 政治活動費	495,000円
ア 経常経費	198,944円	(ホ) 寄附・交付金	495,000円
(ア) 人件費	74,750円	合 計	501,507円
(イ) 光熱水費	7,146円	報告年月日	平成26年 6月26日
(ウ) 備品・消耗品費	15,993円	(平成26年分)	
(イ) 事務所費	101,055円	1 収入・支出の総額	
イ 政治活動費	25,200円	(1) 収入総額	352,247円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	25,200円	ア 前年繰越額	352,219円
b 宣伝事業費	25,200円	イ 本年収入額	28円
合 計	224,144円	(2) 支出総額	352,247円
(平成24年分)		2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額		(1) 収入の内訳	
(1) 収入総額	15,856円	カ その他の収入	28円
ア 前年繰越額	15,856円	10万円未満の収入	28円
イ 本年収入額	0円	合 計	28円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出の内訳	
(平成25年分)		ア 経常経費	6,442円
1 収入・支出の総額		(ウ) 備品・消耗品費	6,442円
(1) 収入総額	15,856円	イ 政治活動費	345,805円
ア 前年繰越額	15,856円	(ホ) 寄附・交付金	345,805円



0	2,060,000	2,690,000	9,770,000	3,300,000	0	156,928	8,256,996	147,278	964,798	2,652,303	12,021,375
---	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---------	-----------	---------	---------	-----------	------------

496,831	228,375	138,600	177,450	3,120,766	0	1,350	606,290	1,300,000	6,069,662	0
---------	---------	---------	---------	-----------	---	-------	---------	-----------	-----------	---

に改める。

(平成24年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

河野しゅんじ後援会	H25.3.22	17,979,125	1,917,468	16,061,657	17,353,633	625,492	518,000	110	603,000
-----------	----------	------------	-----------	------------	------------	---------	---------	-----	---------

0	3,200,000	3,803,000	11,404,000	0	0	336,657	8,505,149	163,316	893,537	2,644,741	12,206,743
---	-----------	-----------	------------	---	---	---------	-----------	---------	---------	-----------	------------

585,620	0	73,500	96,600	4,355,270	0	3,510	32,390	0	5,146,890	0
---------	---	--------	--------	-----------	---	-------	--------	---	-----------	---

を

河野しゅんじ後援会	H25.3.22	17,979,125	1,957,468	16,021,657	17,353,633	625,492	518,000	110	563,000
-----------	----------	------------	-----------	------------	------------	---------	---------	-----	---------

0	3,200,000	3,763,000	11,404,000	0	0	336,657	8,505,149	163,316	893,537	2,644,741	12,206,743
---	-----------	-----------	------------	---	---	---------	-----------	---------	---------	-----------	------------

585,620	0	73,500	96,600	4,355,270	0	3,510	32,390	0	5,146,890	0
---------	---	--------	--------	-----------	---	-------	--------	---	-----------	---

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成23年分及び平成24年分の収支報告書についてみやざき新生の会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成23年分及び平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成26年10月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(平成23年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

みやざき新生の会	H24.2.14	575,973	60,966	515,007	65,355	510,618	515,000	10	0
----------	----------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	----	---

0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	5,355	5,355	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------	---	---	---	---	---	---

0	60,000	0	60,000	0
---	--------	---	--------	---

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

みやざき新生の会	H24. 2. 14	3, 035, 973	60, 966	2, 975, 007	65, 355	2, 970, 618	2, 915, 000	10	60, 000
----------	------------	-------------	---------	-------------	---------	-------------	-------------	----	---------

0	0	60, 000	0	0	0	7	0	0	0	5, 355	5, 355	0	0	0	0	0	0
---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	--------	--------	---	---	---	---	---	---

0	60, 000	0	60, 000	0
---	---------	---	---------	---

に改める。

(平成24年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

みやざき新生の会	H25. 3. 22	3, 899, 815	510, 618	3, 389, 197	1, 043, 365	2, 856, 450	3, 315, 000	31	74, 000
----------	------------	-------------	----------	-------------	-------------	-------------	-------------	----	---------

0	0	74, 000	0	0	0	197	0	0	0	43, 365	43, 365	0	0	0	0	0	0
---	---	---------	---	---	---	-----	---	---	---	---------	---------	---	---	---	---	---	---

0	1, 000, 000	0	1, 000, 000	0
---	-------------	---	-------------	---

を

みやざき新生の会	H25. 3. 22	3, 899, 815	2, 970, 618	929, 197	1, 043, 365	2, 856, 450	915, 000	29	14, 000
----------	------------	-------------	-------------	----------	-------------	-------------	----------	----	---------

0	0	14, 000	0	0	0	197	0	0	0	43, 365	43, 365	0	0	0	0	0	0
---	---	---------	---	---	---	-----	---	---	---	---------	---------	---	---	---	---	---	---

0	1, 000, 000	0	1, 000, 000	0
---	-------------	---	-------------	---

に改める。

**宮崎県選挙管理委員会告示第62号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年10月13日現在次のとおりである。

平成26年10月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18, 453人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215, 331人

**宮崎県選挙管理委員会告示第63号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年10月13日現在次のとおりである。

平成26年10月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
西臼杵郡選挙区 6, 122人